

国内募集型企画旅行取引条件説明書面

★お申し込みいただく前、このご旅行条件書を必ずお読み下さい★

た時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下ウェイトングの取扱いといひます。)をすることがあります。

①お客様がウェイトングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下ウェイトング期間といひます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。_

②当社は、前①の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

③旅行契約は、当社が前②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時に)成立するものとします。

④当社は、ウェイトング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

⑤当社は、ウェイトング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイトングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイトングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間であったときでも当社は取消料をいただきません。

★4、お申込条件

①お申込み時18才未満の方は、原則、法定代理人(親権者等)の同意書の提出が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。同行がない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

②ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

③お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

④お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

⑤お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

⑥健康を害している方、車椅子等の器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後これらの状態となった場合も直ちにお申し出ください。)。あらかじめ当社らからご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

⑦前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。

⑧当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込をお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。尚、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様負担とさせていただきます。

また各種受給者証、身体障がい者手帳、療育手帳、被爆者健康手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、ご本人と介護者1名との同行を条件とさせていただきます。同行がない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

各種受給者証、身体障がい者手帳、療育手帳、被爆者健康手帳、精神障がい者保健福祉手帳の原本(障がい者手帳アプリマイロ ID 凡可)のコピーの提出が必須となります。

⑨当社は、本項①②③④⑦⑧の場合で、当社よりお客様ご連絡が必要な場合は、①②③はお申し込みの日から、④⑦⑧はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

⑩お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態となった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。

⑪お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

⑫お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

⑬その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

★5、契約書面と最終旅行日程表のお渡し

①当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はWEBサイト、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

②本項①の契約書面を補充する書面として、当社はお客様ご、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅とも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前

日から起算してさかのびまして7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

また、商品により契約書面記載内容にて最終旅行日程表を兼ねる場合がございます。

なお、郵送、電子メール等でのお渡し他、インターネットを利用したアプリ等でご案内することがあります。

★6、旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのびまして13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのびまして13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

また、当社とお客様が第3項の規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無して旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを)を含みます。)や第14項の規定する取消料・違約料、第10項の規定されている追加料金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

②本項①の定めにかかわらず、商品によっては契約と同時に旅行代金全額をお支払いいただきます。なお、一部通信契約においては、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から3日以内にお支払いいただきます。

★7、旅行代金について

①本コースの子供旅行代金の設定についてはパンフレットでご確認ください。パンフレットに記載がない場合はごま子供旅行代金の設定はありません。

また

本コースの各種受給者証、身体障がい者手帳、療育手帳、被爆者健康手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方の旅行代金の設定についてはパンフレットでご確認ください。パンフレットに記載がない場合は旅行代金特別の設定はありません。

②旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ごと利用人数でご確認下さい。

③『旅行代金』は、第3項の「申込金」第14項①の「取消料」、第14項②の「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。WEBサイト、募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金の計算方法」は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

★8、旅行代金に含まれるもの

①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコミークラス)、宿泊費、食事代、入場料、体験料、受講料・拝観料等)及び消費税等諸税。

②添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。

③その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

★9、旅行代金に含まれないもの

前項の①から③の④は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

①超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分)について)

②宿泊施設利用における宿泊税、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等ご明示した場合を除きます。)

③クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

④ご希望者のみ参加されるオプションツアー料金

⑤運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)

但し旅行代金に含めた場合を除く

⑥旅行日程に含まれていない運送機関の運賃・料金、交通費

(自宅から発着地までの交通費・宿泊費など)

⑦お客様自身の希望より生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)

⑧1人部屋を使用される場合の追加代金

⑨特別な配慮・処置に要した費用

⑩インターネットを通じたサービス提供による通信料

⑪傷害・疾病に関する医療費

★10、追加代金

第7項でいづ「追加代金」は、以下の代金をいひます。(あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます。)

①パンフレット、ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋のグレードアップのための追加代金

②「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金

③パンフレット、ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金

④パンフレット、ホームページ等で当社が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃・料金差額

⑤その他ホームページ・パンフレット等で「××××クラス追加代金」×××追加代金と称するもの(航空座席のクラス変更に要する差額、スレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレット等に記載した場合の追加代金等)。

★11、旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む

★1、本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

★2、募集型企画旅行契約

①この旅行は旅育ワーケーションツアーズ株式会社(たびわけツアー)(以下当社といひます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下旅行契約といひます)を締結することとなります。

②旅行契約の内容・条件は、WEBサイト、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下当社約款といひます。)(によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。(以下最終旅行日程表といひます。)

③当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊・機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下旅行サービスといひます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

★3-1、旅行のお申込みと契約の成立時期

①当社又は当社の受託営業所(以下当社らといひます。)(にて必要事項をお申し出のうえ、WEBサイト、パンフレット等に記載した申込金(旅行代金の全額または一部)を添えてお申し込みいただけます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として纏り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。_

②当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知が、お客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払が必要です。

なお、商品によっては申込時に旅行代金全額をお支払いいただきます。この期間内に申込金または旅行代金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取扱います。

③旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項②により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリ、インターネットその他の通信手段でお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らお客様との旅行契約を承諾する通知が到達したときに成立いたします。

また、電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、本項(4)の③の定めにより契約が成立します。

④通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下提携会社)といひます。)のカード会員(以下会員といひます。))より会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下通信契約といひます。))を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。

通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。)

①本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいひます。

②申し込みの際に、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。

③通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合は、当社らがその通知を発送した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

④当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレット等に記載する金額の旅行代金」又は第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は契約成立日とします。

⑤契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。

⑥与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までにご現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第14項①の取消料と同額の違約料を申し受けます。

⑦契約責任者による申込み

①当社は、団体グループを構成する旅行者の代表(以下「契約責任者」といひます)から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。

②契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第25項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

③当社は、契約責任者が構成者に対して現に負ひ、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

④当社は、契約責任者が団体グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

★3-2、ウェイトングの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社らお客様と旅行契約を締結することができる状態になっ

天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、

・運送・宿泊機関・スポーツ観戦イベント主催者・スポーツ施設管理者、オプションツアーの運行事業者等のサービス提供の中止、欠航、不通、休業等、

・遅延、運送スケジュールの変更等で、

当初の運送計画によらない運送サービスの提供、
・旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等、

その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様あらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

★12、旅行代金の額の変更
当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額が旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのまって15日目にあたる日より前にお客様ご通知いたします。

②当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

④第11項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその差額だけ旅行代金を変更します。

⑤当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をWEBサイト、パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後にご当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

★13、お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社ご提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発料に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

★14、取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

②旅行代金が期日までに支払われなときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

③お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

(4) 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

国内旅行に係る取消料	
旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して20日前まで(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

★15、旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。（営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。

b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d. 当社がお客様に対し、第5項に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e. 当社の責に帰すべき事由により、WEBサイト、パンフレット、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。

また、本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

②当社の解除権

①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が第4項の③(から⑤)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

d. お客様が他のお客様ご迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのまって、13日目に当たる日より前(日帰)旅行は3日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。

h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。

また本項②の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しをいたします。

★16、旅行開始後の解除

(1)お客様の解除権

①お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様が責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様ご払い戻します。

②当社の解除権

①当社は次に掲げる場合においては、お客様あらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が第4項の③(から⑤)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

d. 第11項に記載の天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合等において、旅行の継続が不可能となったとき。

②解除の効果及び払い戻し

本項②の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合当社は旅行代金のうち、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しをいたします。

③本項(2)の①のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手続をいたします。

④当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、ます。

★17、旅行代金の払い戻し

(1)当社は、「第12項の②(3)(5)の規定より旅行代金を減額した場合」又は第15項から第16項までの規定よりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、

旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、
解除の翌日から起算して7日以内に、

旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては

WEBサイト、パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お

客様に対し当該金額を払い戻しをいたします。

②本項(1)の規定は、第19項当社の責任又は第21項お客様の責任で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

③クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

(4) 通信契約を締結したお客様ご前号の払い戻すべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様ご当該通知を行った日をクレジットカード利用日とします。

★18、添乗員・旅程管理等

(1)添乗員同行表示コースとは、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行方サービスの内容は原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。

②現地添乗員同行表示コースとは、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

③現地係員案内表示コースとは、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

④個人型プランは添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行って頂きます。

⑤個人型プラン、現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行って頂きます。また、この場合のご連絡については当社となりますが、休日等の営業時間外の理由で連絡がつかない場合には下記へご連絡願います。

TEL 03-5417-9922

(6) 交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で旅行開始前に急遽ご旅行を取り止めにする場合、取扱販売店ご連絡をお願いします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、ご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いします。旅行開始までに手続を終えられなかった場合は旅行開始後の解除としての取扱いとなり、旅行代金の払い戻しはありません。

★19、当社の責任

(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様ご損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、ます。

②お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

①第11項に記載の天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故

⑥食中毒

⑦盗難

⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮等、当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合。

③手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社ご故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

(4) 手配代行者は、お客様ご提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様ご損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

★20、特別補償

(1)当社が前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様ご募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金1500万円、後遺障害補償金1500万円を上限、入院見舞金2万円～20万円及び通院見舞金1万円～5万円を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

②本項①)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り当該募集型企画旅行参加中とはなりません。

③ お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー)、マイクロバト機、ウルトラバト機等搭乗、シヤロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項 ①)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

④当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

⑤当社が本項①)に基づく補償金支払い義務と前項より損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から 30 日以内に報告しなければなりません。

★21、お客様の責任

① お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

② お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

③ お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

④当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

⑤クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

★22、オプションツアー又は情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。))の第 20 項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。

②オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨を WEB サイト、パンフレットで明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中にお客様が発生した第20項 (特別補償) で規定する損害に対しては、同行の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。

(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて当該運行事業者の定めによります。

③当社は、WEB サイト、フレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様が発生した損害に対しては、当社は第 20 項の特別補償規程は適用します (但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨 WEB サイト、パンフレット又は確定書面にて記載した場合は除きます。))が、それ以外の責任を負いません。

★23、旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の【1】・【2】・【3】で規定する変更を除きます。))は、第 7 項で定める「旅行代金」に別表 右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 19 項①)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、内戦乱、ウ暴動、エ.官公署の命令、オ.欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画に於かない運送サービスの提供、キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

【2】第 15 項及び第 16 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解

除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

【3】ホームページ、パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更となった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項①)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

★24、国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険にご加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせ下さい。

★25、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。

(2) 当社は、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第 5 項②)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号より取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供においてお客様ご同意いただくものとします。

その他、当社は、前号より取得した個人情報及び当社のサイト閲覧履歴、購買履歴などの個人情報、

【1】当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内

【2】旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い

【3】アンケートのお願い

【4】特典サービスの提供

【5】統計資料の作成

に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

なお、今後本項②)の【1】におけるご案内等の送付を希望されない場合は、弊社までご連絡ください。

(3) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様ご疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社らに提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務等の空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項①)より取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

(5) 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

★26、旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット、ホームページ、契約書面等に明示した日となります。

27. 約款準拠

本募集型企画旅行契約取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(募集型企画旅行)に定めるところによります。

28. その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様ご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜をはかるため土産物店のご案内がありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

(3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラバラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますの

で、ご了承下さい。

(4)当社は、いかなる場合も旅行の再実施いたしません。

(5)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第 19 項及び第 23 項の責任を負いません。

(6)現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(7) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面(最終旅行日程表等)でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

(8) ご集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

(9)事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求に応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償には応じられません。

(10)お客様がご旅行参加中に、新型コロナウイルス感染症に罹患し、または濃厚接触者となった場合など、官公署の指示や現地の法令などに基づき隔離その他の措置が必要となった場合には、その指示に従っていただきます。また、これに要する費用はお客様のご負担となります。

(11) 本手配を通じて予約された客室を営利目的で利用又は転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく旅行契約を解除することがあります。

(12)当社等の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第 19 項①及び第 23 項②)の責任を負いません。

(13) 手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

(14)「旅行日程」「旅行サービスの内容」「旅行代金」「申込金の額」添乗員同行の有無「最少催行人員」「旅行業務取扱管理者の氏名」等にパンフレット、ホームページ等の募集広告及びご案内書面等でご確認下さい。

(15) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。

また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧いただけます。

※旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。

☆このご旅行に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。

この旅行条件書は 2024 年 7 月の基準に基づきます。

(更新日:2024年8月1日)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面 に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面 に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。))その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面 に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま	1.0	2.0
4. 契約書面 に記載した運送機関の種類又は会社名の変更。(運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。)	1.0	2.0
5. 契約書面 に記載した本邦内の出発空港又は帰着空港の変更	1.0	2.0
6. 契約書面 に記載した本邦外への直行便又は本邦内への直行便から乗継便又は結団便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面 に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面 に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち 契約書面のツアー・タイトル 中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

旅行企画・実施
登録番号 千葉県知事登録旅行業 第2種 1117 号
名 称 旅育フーケーションツアーズ株式会社
所 在 地 千葉県野田市柳沢 245-8 多夢楽 CampBase
電話番号 070-8982-4033
担当者名 田村(国内旅行業務取扱管理者)